

(参考)

信州地域技術メディカル展開センター入居要件

入居にあたり、以下の要件をすべて満たすこと。

【総則】

1. 文部科学省、経済産業省、農林水産省が合同で長野県全域を選定した「地域イノベーション戦略推進地域（国際競争力強化地域）」に関連する、経済産業省イノベーション拠点立地支援事業（「技術の橋渡し拠点」整備事業）に採択された「信州地域技術メディカル展開センター」の申請内容に合致する研究開発（医療機器や健康産業を中心とするメディカル分野での研究開発）を、信州大学と共同で実施する企業、法人であること。
2. 本センターで実施する研究について共同研究契約の申込みもしくは締結している企業、法人であること。
3. 信州大学と入居に関する契約を締結できること。
4. 遅滞なく、定められた室料、室単位で使用した水道光熱費、共益費を支払えること。
5. 信州大学や、他の入居者、近隣の住民等に迷惑や被害を生じないこと。
6. その他、信州大学の指示した事項に従うこと。

【入居審査】

左記の【総則】をすべて満たすこと。

1. 文部科学省、経済産業省、農林水産省が合同で長野県全域を選定した「地域イノベーション戦略推進地域（国際競争力強化地域）」に関連する、経済産業省イノベーション拠点立地支援事業（「技術の橋渡し拠点」整備事業）に採択された「信州地域技術メディカル展開センター」の申請書に記載した企業を優先する。
2. 長野県内に本社、事業所等がある企業を考慮する。
3. 共同研究員の派遣があることを考慮する。
4. 信州大学発ベンチャー企業であることを考慮する。
5. 利用希望者室数が既に入居者で埋まっている場合（入居予定者を含む）は、【総則】1～6を満たしていたとしても、入居を許可しない。

【退去】

1. 入居に関する契約の満了日までに退去すること。
2. 入居に関する契約が解除された場合は、信州大学が指示する期日までに退去すること。

【契約解除】

1. 定められた室料、室単位で使用した水道光熱費、共益費が定められた期日までに支払えなかった場合は、入居に関する契約期間中であっても、信州大学は契約を解除できる。
2. 信州大学や、他の入居者、近隣の住民等に、迷惑や被害をかけ、信州大学からの指導によっても改善が見込めない場合は、入居に関する契約期間中であっても、信州大学は契約を解除できる。
3. その他、入居に関して障害が生じた場合は、入居に関する契約期間中であっても、信州大学は契約を解除できる。